

(商標法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

**第五条** 商標法施行規則の一部を改正する省令(平成11年通商産業省令第七十号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改	正	後	改	正	前
<b>附則様式第3</b> (附則第9条関係) [略] 1 [略] 2 承継人 住所(居所) 氏名(名称) (国籍・地域) ⑩ <sup>⑪</sup> 3~6 [略] [備考] 1~6 [略] 7 「(国籍・地域)」は、外国人の場合に限り記載する。 8~12 [略]			<b>附則様式第3</b> (附則第9条関係) [略] 1 [略] 2 承継人 住所(居所) 氏名(名称) (国籍) ⑩ <sup>⑪</sup> 3~6 [略] [備考] 1~6 [略] 7 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。 8~12 [略]		

備考 表中の「[ ]」の記載は注記である。

(特許法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

**第六条** 特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年通商産業省令第七十五号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改	正	後	改	正	前
<b>附則様式第2</b> (附則第5条関係) [略] 【氏名又は名称】 ⑩又は 識別ラベル (【国籍・地域】) [略] [備考] 1~17 [略] 18 「(国籍・地域)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。)第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域)と同一であるときは、「(国籍・地域)」の欄は設けるには及ばない。 19~22 [略] 23 「【考案者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により実用新案登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「○/○」のように分数で記載し、もとの実用新案登録出願において、実用新案登録出願人に係る代表者を定めていたときは、代表者として選定されている実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」(実用新案登録出願人の権利について持分を記載する場合にあっては、「【持分】」)の次に「【代表出願人】」と記載する。			<b>附則様式第2</b> (附則第5条関係) [略] 【氏名又は名称】 ⑩又は 識別ラベル (【国籍】) [略] [備考] 1~17 [略] 18 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。)第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国)と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。 19~22 [略] 23 「【考案者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により実用新案登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「○/○」のように分数で記載し、もとの実用新案登録出願において、実用新案登録出願人に係る代表者を定めていたときは、代表者として選定されている実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」(実用新案登録出願人の権利について持分を記載する場合にあっては、「【持分】」)の次に「【代表出願人】」と記載する。		